

第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画
の変更について

令和8年3月

阪 南 市

◆第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の変更について

(1) 変更する内容及び経緯

①就学前教育・保育施設の利用定員の引き下げに伴う変更について

⇒第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の第5章子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策中、幼児期の学校教育・保育の確保方策は、市内の就学前教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員の総数を位置づけています。

この度、市内の就学前教育・保育施設のうち、桃の木台幼稚園及びさつき台幼稚園が、令和8年4月1日付けで利用定員を引き下げることから、影響を受ける1号認定の確保方策について、計画を変更します。

②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正に伴う変更について

⇒計画の第5章子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策は、国の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を踏まえたものを位置づけています。

この度、令和7年9月29日付けで、基本指針の改正があり、市町村子ども・子育て支援事業計画における基本的記載事項（必須記載事項）として、新たに、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関することが位置づけられたことを受け、新たに計画に位置づけます。

(2) 計画の変更等について

① (1) ①関連 (変更: ◆1号認定の量の見込みと確保方策 (計画54ページ抜粋))

【変更前】

(単位:人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	262	251	244	228	216
② 確保方策	743	<u>743</u>	<u>743</u>	<u>743</u>	<u>743</u>
過不足 (①-②)	481	<u>492</u>	<u>499</u>	<u>515</u>	<u>527</u>

【変更後】

(単位:人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	262	251	244	228	216
② 確保方策	743	<u>690</u>	<u>690</u>	<u>690</u>	<u>690</u>
過不足 (①-②)	481	<u>439</u>	<u>446</u>	<u>462</u>	<u>474</u>

(3) (1) ②関連 (創設: 第5章の末尾 (計画60ページ抜粋))

【変更前】

8 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進
略

【変更後】

8 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進
略

9 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、幼稚園等に対して満3歳児クラスの設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努める。